

## 日本鋼管株式会社京浜製鉄所に関する公害防止協定の締結について

1 本公害防止協定は、昭和45年9月17日の神奈川県知事、川崎市長、横浜市長及び日本鋼管株式会社社長の基本的合意に基き、公害防止について遵守すべき事項をとりきめたものである。

2 神奈川県、川崎市、横浜市をもって構成する扇島問題連絡協議会を開き、緊密な連絡のもとに日本鋼管株式会社と再三再四にわたり交渉の結果本日のとりきめに達したものである。

3 日本鋼管株式会社は、昭和53年を目途とする同社京浜製鉄所の主要部分の扇島移転についてはこの協定書にもられた公害防止のための事項をすべて遵守する義務がある。

4 本協定書の特徴は次のとおり。

<1>公害防止の理念を強調したこと。<第1条>

<2>日本鋼管株式会社に他の企業に先がけて公害防止のための技術導入を義務づけたこと。<第2条2項>

<3>定期的測定及び常時監視を義務づけたこと。

<第4条1項>

<4>中小企業者の立場を充分考慮し、日本鋼管

株式会社の責任において公害等の防止の措置をとらせることとしたこと。<第6条>

<5>住民からの苦情については、日本鋼管株式会社が誠意をもって解決に努めなければならないとしたこと。<第7条>

<6>公開の原則に基き、資料の公表をとりきめたこと。<第8条>

なお、公害防止対策の内容は、大気汚染防止対策<SO<sub>2</sub> 0.012ppmほか>粉じん防止対策、騒音防止対策、水質汚濁防止対策、産業廃棄物対策等について、現在においてとり得る最高水準のものとなっている。これにより京浜工業地帯の主要公害源が抜本的に改善され、その他の工場対策ともあわせて、この地帯の環境汚染は画期的な改善をみることが約束された。

また、この公害防止協定書は、全国的にも水準の高いものであり、今後の公害対策の一つのモデルとなることが期待される。

### 公害防止協定書

神奈川県<以下「甲」という。>、横浜市<以下「乙」という。>及び川崎市<以下「丙」という。>は、日本鋼管株式会社<以下「丁」という。>と、丁の京浜製鉄所の主要部分を扇島に移転することにつき、地域住民の健康を守り、環境の保全をはかるため次により公害防止を行なうことを協定する。

<公害防止の理念>

第1条 甲、乙、丙及び丁は、公害による環境破壊の進行が人類に危機をもたらしつつあることを認識し、とくに企業の生産活動によって発生する公害の防止については、企業が重大な社会的責任を有するものであり、また地方公共団体は、これらの公害防除について、住民保護の重い責務をもつものであることをそれぞれ認識し、これにより

甲、乙及び丙は、地域住民の意見を十分とり入れたうえ丁の指導を行ない、丁は、公害の予防、防止及び排除について最善の努力を行なうことを約する。

#### <公害防止対策>

第2条 丁は、昭和53年までに、京浜製鉄所の主要部分を扇島地区に移転するものとし、大型高炉2基<年間粗鋼生産600万t規模>に集約する。

丁は移転工場にあってはその建設時ごとに、既設工場にあってはできるだけ速かに別紙による日本鋼管京浜製鉄所公害防止対策<以下「別紙公害防止対策」という。>を実行し、おそくも昭和53年<扇島移転計画完了時>までにはこれを達成するものとする。

2 丁は、公害防止の研究及び改善について不断の努力を続けるものとし、また公害防止に関する技術の向上、燃料条件の改善等があった場合は、他の企業に先がけて、その導入に努力するものとする。

#### <対策の実施>

第3条 丁は、次の各号に掲げる事項を実施しようとするときには、あらかじめその内容につき、甲、乙及び丙と事前に協議し、協議のととのった後に、これを実施するものとする。

<1>公害に関連する生産設備、公害防止設備の新設またはこれらの設備に変更を加えようとするとき。

<2>別紙公害防止対策の実施または変更を行なおうとするとき。

2 丁は、甲、乙及び丙による公害防止のための行政指導、調査及び資料の提出等について要請があった場合は、積極的に協力するものとする。

#### <測定、報告及び立入調査>

第4条 丁は、燃料の成分分析、ばい煙、ふんじんの排出濃度、騒音、廃液その他甲、乙及び丙の指定する項目につき、定期的測定及び常時監視を

行ない、その結果を指定する時期に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙において、公害及び災害等に関し、その職員による立入調査を必要と認めた場合、丁は、所内において必要な調査をさせ、これに協力するものとする。

#### <緊急時の措置>

第5条 京浜製鉄所の行為により、公害及び災害が発生し、またはその発生が予測されるときは、丁は直ちに万全の措置を講ずるとともに、甲、乙及び丙に報告するものとする。この場合において甲、乙または丙の申入れがあったときは、丁はその指示に従がい速やかに必要な措置をとるものとする。とくに緊急の場合には、甲、乙または丙は丁に連絡のうえ自ら必要な措置を講ずるものとし、その費用は丁の負担とする。

#### <工場関連作業者の公害防止>

第6条 丁は、京浜製鉄所に関連して作業する中小企業者等に対し、公害及び災害等の防止について積極的に指導及び監視を行なうとともに、これらの中小企業者等に関して問題が生じた場合は責任をもってその解決に当るものとする。

#### <苦情の処理>

第7条 公害及び災害等によって住民に被害が生じ、または苦情を受けたときは、丁は誠意をもってその解決に努めるものとする。

2 前項の場合において、その解決が困難であると当該当事者が申し出たときは甲、乙及び丙が解決に努め、丁はこれに応じその結果を尊重するものとする。

#### <公表>

第8条 甲、乙及び丙は、丁の大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害防止に関連する資料について、特別の場合を除き公開することができる。

#### <細目等>

第9条 この協定に定めのない事項について定め

る必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、または協定に定める事項について変更する必要が生じたときは、そのつど甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

2 この協定の履行に関して必要な細目を定める必要が生じたときは、別途甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和45年12月25日、

甲

横浜市中区日本大通1番地

神奈川県

神奈川県知事 津田文吾

乙

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市

横浜市長 飛鳥田一雄

丙

川崎市宮本町1番地

川崎市

川崎市長 金刺不二太郎

丁

東京都千代田区大手町1丁目1番3号

日本鋼管株式会社

代表取締役社長 赤坂武

## 日本鋼管京浜製鉄所公害防止対策

### 1・大気汚染防止対策

<1>燃料用重油は、既存地区においては、いおう分0.5%以下、発電用ボイラーにおいては0.65%以下、全地区においては平均0.7%以下として、極力ガスとの混焼を行なうこと。

<2>燃料に使用するコークス炉ガスについては、全ガス量について脱硫を行ない、0.02%以下のいおう分として使用すること。

<3>いおう酸化物の複合着地濃度については、風速6m/sにおいて0.015ppm以下総排出量770Nm<sup>3</sup>/h以下を確保し、LNG導入などの努力をとおして0.012ppm以下、650Nm<sup>3</sup>/h以下を実現すること。なお、この場合の燃料用重油のいおう分は、平均0.61%以下とすること。

<4>将来とも、いおう酸化物の排出量の低減に努め、複合着地濃度の引下げに積極的な施策を講ずること。

<5>焼結原料については、そのいおう分は0.15%以下とし、実効50%以上の排煙脱硫を行なうこと。

<6>脱硫装置が万一停止し、または効率が低下する等により排煙条件が悪化する場合は他の燃料に切替えるか、操業を短縮停止するなどによって環境の悪化を防止すること。

<7>大気の汚染状況が悪化し、人の健康をそこなうおそれがある事態が発生し、またはその発生が予測される場合は、甲、乙または丙の要請により、いおう酸化物などの排出量を減少させる措置を講ずるものとし、具体的実施計画については別途協議して定めるものとする。

<8>いおう酸化物の排出濃度を常時監視するため、必要な煙道にいおう酸化物自動測定器を設置する。

その設置場所については別途協議して定めるもの

とする。

<9>煙突の配置、高さ等の排出条件については、あらかじめ計画を提出して、協議のうえ定めるものとする。

## 2・粉じん防止対策

<1>集じん装置について

粉じんの発生を伴う設備には、高性能で最大発じん量に対応する容量及び能力を有する集じん装置を設置すること。

<2>粉じん量について

集じん装置から排出される排出ガス中の粉じん量は付表の値以下とする。

<3>鉄鉱石及び石炭等の原料ヤード、原料受入設備、原料コンベヤー等の発じん箇所には発じん防止のための散水設備を設けるとともにコンベヤーはカバーすること。

<4>高炉、転炉などについて

高炉は、ばい煙の処理のほか粉じんの発生箇所である捲下、炉頂装入部、前庭等の集じん対策を行なうこと。

転炉についても、炉前の受銑、出鋼時及び混銑炉等の集じん処理を行なうこと。

<5>コークス炉について

コークス炉は、石炭粉砕機、カーター部ふるい部分等の粉じん処理と、炉頂及び炉前のコークス出し口から粉じんを含んだコークス炉ガスが漏出しないうち十分な防止対策を講ずること。

<6>集じん装置で捕集した粉じんの運搬および処分にあたっては二次飛散を防止すること。

<7>焼結機、転炉等に係る集じん装置について万一故障などのため、粉じんの捕集効率が著しく低下したときは、粉じんの飛散防止のため関係する粉じん発生施設の操業短縮または停止すること。

## 3・水質汚濁防止対策

<1>排出口における排水の水質基準は、神奈川

県公害の防止に関する条例等関係法令の基準を遵守するものとする。特に定めのないものについては甲、乙及び丙が別途定める。

<2>排水処理施設については、その排水を十分に処理し得る能力をもつものを設置し、処理施設からの廃棄物については、公害を発生せしめないこと。

<3>排出される汚染物質については、その汚染負荷量が減少するよう積極的施策を講ずること。

<4>排水口については、必要な箇所に水質が確認できるよう自動測定器を設置するとともに、各排水口は採水に便利な構造とし、定期的に総合的な水質の測定を行なうこと。

<5>不慮の漏洩油に対しては、オイルフェンス、乳化剤等の漏油処理資材を整備しておき、万一の場合に備えること。

<6>冷却水等の取水及び温排水については、周辺水域の水温が上昇する等その他生物及び環境に影響を及ぼすことのないよう万全の措置を講ずること。

## 4・騒音防止対策

製鉄所から発生する騒音に対しては、騒音規制法の基準を遵守し、付近環境の静穏を阻害しないこと。

## 5・悪臭防止対策

悪臭の防止対策については、装置並びに機械等の完備を図るとともに付近住民に影響を及ぼさないこと。

## 6・産業廃棄物対策

操業にともなって排出される廃棄物の処理については万全の措置を講ずるとともに、構外において処分する場合は、その大綱について甲、乙および丙の同意を得てこれを行なうこと。

## 7・防災対策

<1> 災害防止対策については甲、乙および丙と協議し、その指示に従って十分な防災措置を講ずること。

<2> 火災・台風・地震等の災害時を考慮して非常措置に遺憾のないよう十分な対策を講じておくこと。

## 8・緑化対策

遮断緑地の設置、工場内の緑化を積極的に行なうこと。

## 9・いもの銑高炉

粉じんについては、甲、乙および丙の指導により十分対策を講ずるものとし、なお、いもの銑自身の取扱については、今後とも甲、乙および丙と十分協議する。

付表——粉じん排出量

工場名	設備名	排出口 含量塵 (g/Nm <sup>3</sup> )
製銑工場	高炉ガス清浄	0.005
	高炉前庭	0.03
	高炉炉頂	0.08
	高炉捲下	0.03
コークス工場	石炭砕炭機	0.01
	コークスカッター	0.02
	コークス篩分部	0.02
焼結工場	焼結炉	0.1
	焼結排鉱部	0.05
	焼結成品部	0.03
	焼結配合槽	0.03
原料受入設備	サイジングプラント	0.1
	ベッティングサージポッパ	0.1
転炉	転炉ガス清浄	0.05
	受銑設備	0.05
分塊	ホットスカーファ	0.1

## あとがき

昭和40年に、6大事業の構想が発表されてから、5年たちました。そこで、本号では、この事業の中間記録を特集しました。事業を進めるうえでの問題や新しい発見、あるいはこの事業のひとつの意味としての市民参加をどうとらえ、どう反省するか、また事業そのものへの問いなおしなどもあるだろうか——そのような点について考えていただきました。執筆者のみなさんには、個人的な意見もふくめて書いていただくように、とくにお願いしましたので、そのことを前提にお読み下さい。なお、用語のことでひとこと。この号では、はつきり誤字、脱字とわかるもの以外は、つとめて原稿のままにしておきました。これまで、調査季報には制限漢字や仮名づかいに一応の基準がありました。原稿には割合に個人差があります。署名原稿は、原稿のまま活字にした方がよいのか、あるいは、やっぱり編集者の方で一応の基準にあわせて直した方がよいのか、直した方がよいとするならば基準はどんなところにおくのか——そのあたりのことについて、みなさんのご意見をおききたいと思います。<M>

調査季報

28

1971年3月20日

編集・発行——横浜市企画調整室

横浜市中区港町1-1

印刷——有限会社 宮村印刷所

横浜市南区永楽町2-22